六十三、木村綿業株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第六十号

排除命令

新潟県新潟市白山浦二丁目二十三番地

木村綿業株式会社

右代表者　代表取締役　木村喜八郎

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、木村綿業株式会社は、昭和四十二年十二月下旬から昭和四十三年三月末日までを売出期間とする寝具類「Aセット」および「Bセット」の取引に関するビラの配布を受けた一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が「北海道・涼風ご招待セールのご案内」と称して取引をしようとした寝具類「Aセット」の単品売りの通常小売価格の合計は、一万五千円であり、また、寝具類「Bセット」の単品売りの通常小売価格の合計は、一万四千五百円であり、「Aセット」および「Bセット」それぞれの販売価格二万六千七百円のなかには当該北海道観光旅行に要する経費一万二千九百三十二円が含まれているものであって、当該北海道観光旅行は招待旅行ではないことを広告しなければならない。この広告については、あら

かじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、寝具類の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される広告をしてはならない。

三、同社は、第一項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

木村綿業株式会社（以下「木村綿業」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、綿および寝具寝装品の製造販売業を営む事業者である。

木村綿業は、昭和四十二年十二月下旬から昭和四十三年三月末日までを売出期間とするふとん綿三本、洋ふとん一枚、洋ふとんカバー一枚およびグリーンライト六十ミリマットレス一台を一組とする寝具類Aセット（以下「Aセット」という。）並びに銘仙和風・組ふとん一組およびグリーンライト六十ミリマットレス一台を一組とする寝具類Bセット（以下「Bセット」という。）の販売について、昭和四十二年十二月下旬にビラ（別添写）約二千枚を木村綿業の取引先小売店を通じて新潟県その他の地区における一般消費者に配布した。

このビラにより、木村綿業は、「北海道・涼風ご招待セールのご案内」と称して、前記「Aセット及びBセット何れかを一セット御買い求めていただけば北海道の旅ご招待申上げます。」と表示し、「Aセット」または「Bセット」を木村綿業の取引先小売店から購入した者に対し、昭和四十三年六月下旬に北海道観光旅行（一日目新潟―青森車中泊、二日目青森―洞爺湖―定山渓温泉泊、三日目定山渓―札幌―登別温泉泊、四日目登別温泉―青森、五日目青森―新潟）に招待する旨を表示している。

しかるに、木村綿業が取引をしようとした「Aセット」の単品売りの通常小売価格は、「ふとん綿三本」が五千二百五十円、「洋ふとん」が六千円、「洋ふとんカバー」が七百五十円および「グリーンライト六十ミリマットレス」が三千円（合計一万五千円）であり、また、「Bセット」の単品売りの通常小売価格は、「銘仙和風組ふとん一組」が一万一千五百円および「グリーンライト六十ミリマットレス」が三千円（合計一万四千五百円）であつて、それぞれをセットにした販売価格が二万六千七百円であるとは認められず、当該北海道観光旅行に要する経費一万二千九百三十二円（国鉄運賃三千六百三十円、バス運賃二千五百二円、宿泊料五千円、食事代千三百円および飲物代その他五百円）は、「Aセット」および「Bセット」それぞれの販売価格二万六千七百円のなかに含まれているものであつて、当該北海道観光旅行が招待旅行であるとは認められない。

よつて、木村綿業は、その販売する寝具類「Aセット」および「Bセット」の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、木村綿業の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年十月十四日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

別添写　省略

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子